

伊 勢 市 公 報

第 468 号
令和 7 年 5 月 7 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	3
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程	5
告 示	
○ 子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	7
○ 子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	8
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	26
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	30
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	31
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	32
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	33
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	34
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	36
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	37
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	38
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	39
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	40
○ 地縁団体の認可について	41
○ 令和 7 年 3 月末財政状況の公表について	43

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第23号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「障害者等」の次に「（以下この条において「申請者」という。）」を加え、同条第3項中「第1項又は第2項の申請書及び意見書を受理した」を「第1項の申請書及び前項の意見書の提出があった」に改め、同条第4項中「第1項の申請が、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車椅子（既製品以外のもの）、電動車椅子及び重度障害者用意思伝達装置の新規交付に係るものであるときは、福祉事務所長」を「福祉事務所長は、第1項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるとき」に、「身体障害者に」を「申請者に」に改め、同条第5項及び第6項中「第1項の」を「第1項の規定による」に改め、同条第7項中「あたり」を「当たり」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程を次のよう
に定める。

令和7年4月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 3 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日以後における刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る改正後の第 3 条第 1 項第 4 号ウの規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

伊勢市告示第 69 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
三重ヤクルト販売株式会社
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する事業所の名称及び所在地
三重ヤクルト販売（株）伊勢度会センター
伊勢市佐八町 1667 番地
- 3 確認の辞退年月日
令和 7 年 4 月 2 日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育事業

伊勢市告示第 70 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 58 条の 6 の規定による同法第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退があったので、同法第 58 条の 11 の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
三重ヤクルト販売株式会社
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する事業所の名称及び所在地
三重ヤクルト販売（株）小俣センター
伊勢市小俣町本町 414 番地
- 3 確認の辞退年月日
令和 7 年 4 月 4 日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育事業

伊勢市告示第 71 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 3 月 27 日 午前 9 時	二見浦駅駐輪場 (伊勢市二見町三津地内)	1 台
〃	〃	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	4 台
〃	令和 7 年 3 月 27 日 午前 10 時 30 分	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	5 台
〃	〃	宮町駅駐輪場 (伊勢市御薮町高向地内)	1 台
計			11 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薮町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名	代表者の住所	就任日
大 仲 信	伊勢市西豊浜町 1861 番地	令和 6 年 4 月 1 日
中 西 弘 明	伊勢市西豊浜町 1886 番地	令和 7 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 73 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 貴 英

伊勢市藤里町 189 番地 67

変更後 田 中 宏 明

伊勢市藤里町 189 番地 39

伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中村町北自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 杉 浦 紀 男

伊勢市中村町 325 番地 470

変更後 中 村 明 陽

伊勢市中村町 325 番地 488

伊勢市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 西 英 史

伊勢市下野町 708 番地

変更後 古 川 久 晴

伊勢市下野町 690 番地 2

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
円座町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 西 田 幸 久

伊勢市円座町 1137 番地 3

変更後 的 場 弘 毅

伊勢市円座町 1516 番地

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
豆塚組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 川 雅 之

伊勢市上地町 1919 番地

変更後 清 水 宏 和

伊勢市上地町 1925 番地

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
王中島区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 世 古 口 明 人

伊勢市御薊町王中島 595 番地

変更後 角 谷 喜 久

伊勢市御薊町王中島 736 番地 47

伊勢市告示第 79 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 澤 村 元 弘

伊勢市柏町 623 番地 2

変更後 浅 井 清

伊勢市柏町 421 番地

伊勢市告示第 80 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 榑 原 正 則

伊勢市神田久志本町 817 番地 1

変更後 中 西 政 則

伊勢市神久 4 丁目 8 番 16 号

伊勢市告示第 81 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 右 京 英 彦

伊勢市檜原町 1510 番地

変更後 辻 哲 男

伊勢市檜原町 1518 番地

伊勢市告示第 82 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上野町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 上 之 郷 広 記

伊勢市上野町 1195 番地 2

変更後 久 保 満 博

伊勢市上野町 1573 番地 2

伊勢市告示第 83 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 小 島 忠

伊勢市津村町 2010 番地

変更後 増 川 修 一

伊勢市津村町 653 番地 5

伊勢市告示第 84 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中久保・湯田野組から次のとおり変更の届出があったので、同条第
10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 高 木 將 史

伊勢市上地町 3328 番地 5

変更後 中 西 健

伊勢市上地町 3212 番地 1

伊勢市告示第 85 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神薮町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 北 忠 秀

伊勢市神薮町 1103 番地

変更後 西 山 久

伊勢市神薮町 1150 番地

伊勢市告示第 86 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮本団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	南	守
	伊勢市前山町 1522 番地 34	
変更後	愛	洲 武 勝
	伊勢市前山町 1522 番地 7	

伊勢市告示第 87 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 埜 口 昌 彦

伊勢市上地町 395 番地 48

変更後 藤 井 昭 慶

伊勢市上地町 395 番地 15

伊勢市告示第 88 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 坂 田 吉 弘

伊勢市朝熊町 1009 番地 3

変更後 橋 本 真 人

伊勢市朝熊町 1500 番地

伊勢市告示第 89 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
茶屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 野 雅 則

伊勢市二見町茶屋 232 番地

変更後 石 田 寛 嗣

伊勢市二見町茶屋 507 番地 2

伊勢市告示第 90 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 晃 久

伊勢市村松町 3863 番地 10

変更後 可 児 文 敏

伊勢市村松町 3200 番地 7

伊勢市告示第 91 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 正 治

伊勢市御薊町長屋 124 番地

変更後 高 橋 繁 和

伊勢市御薊町長屋 1357 番地

伊勢市告示第 92 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中長屋自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 田 奈 美 子

伊勢市御薊町長屋 399 番地 1

変更後 山 藤 大 輔

伊勢市御薊町長屋 1213 番地 25

伊勢市告示第 93 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東豊浜町西条自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 村 亥 智 郎
	伊勢市東豊浜町 171 番地 1
変更後	荒 木 義 人
	伊勢市東豊浜町 1408 番地

伊勢市告示第 94 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中須自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 早 川 政 男

伊勢市中須町 1297 番地

変更後 川 村 義 男

伊勢市中須町 1506 番地 1

伊勢市告示第 95 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、磯町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 山 勝 也

伊勢市磯町 614 番地

変更後 奥 山 幸 久

伊勢市磯町 1030 番地

伊勢市告示第 96 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、御薊町新開区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 谷 敬 一

伊勢市御薊町新開 437 番地

変更後 東 浦 良 幸

伊勢市御薊町新開 372 番地

伊勢市告示第 97 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
栗野区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 山 中 正 善

伊勢市栗野町 1069 番地

変更後 松 谷 隆 生

伊勢市栗野町 1016 番地

伊勢市告示第 98 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
一色町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 南 平 慎 一

伊勢市一色町 1551 番地

変更後 吉 川 広 美

伊勢市一色町 1739 番地

伊勢市告示第 99 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
三津区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 三 浦 徹

伊勢市二見町三津 749 番地 2

変更後 晝 河 清 男

伊勢市二見町三津 469 番地 1

伊勢市告示第 100 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
植山町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 角 谷 浩

伊勢市植山町 54 番地

変更後 大 倉 正 通

伊勢市植山町 310 番地

伊勢市告示第 101 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

2 委託した公金事務に係る歳入等

伊勢市しるば一応援隊サービス（訪問型サービス A 2）の利用料

3 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 102 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

明野第一・第二自治区

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市小俣町明野 1237 番地から 1247 番地まで、1310 番地から 1319 番地まで、1326 番地、1331 番地から 1478 番地まで、1587 番地から 1615 番地まで、1617 番地 33 から 1647 番地まで、1669 番地から 1680 番地まで及び 1691 番地から 2031 番地までの区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

佐々木 敏

伊勢市小俣町明野 1311 番地 3

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任
の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

令和 7 年 4 月 14 日

伊勢市告示第103号
伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、令和7年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
令和7年4月30日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

- 1 3月末における人口、世帯数、面積の状況
- 人 口
世 帯 数
面 積

118,179 人
56,354 世帯
208.37 k㎡

(令和6年度現計予算1人当たり
(令和6年度現計予算1世帯当たり
503,327 円)
1,055,518 円)

2 令和6年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	16,380,000	27.5	16,217,755	99.0	議 会 費	300,783	0.5	293,961	97.7
地 方 譲 与 税	345,124	0.6	362,726	105.1	総 務 費	5,094,124	8.6	4,225,170	82.9
利 子 割 交 付 金	7,000	0.0	7,752	110.7	民 生 費	24,371,652	41.0	22,279,637	91.4
配 当 割 交 付 金	105,000	0.2	181,299	172.7	衛 生 費	5,520,747	9.3	4,951,286	89.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	90,000	0.2	250,787	278.7	労 働 費	61,819	0.1	52,660	85.2
法 人 事 業 税 交 付 金	340,000	0.6	373,035	109.7	農 林 水 産 業 費	1,124,144	1.8	700,190	62.3
地 方 消 費 税 交 付 金	3,030,000	5.1	3,176,029	104.8	商 工 費	360,838	0.6	269,345	74.6
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	10,000	0.0	13,044	130.4	観 光 費	512,354	0.9	421,955	82.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	0	0.0	土 木 費	9,186,485	15.4	6,014,852	65.5
環 境 性 能 割 交 付 金	55,000	0.1	58,614	106.6	消 防 費	2,419,022	4.1	2,223,924	91.9
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	86,329	0.2	86,329	100.0	教 育 費	4,803,552	8.1	4,148,073	86.4
地 方 特 例 交 付 金	638,862	1.1	647,721	101.4	災 害 復 旧 費	5,446	0.0	2,835	52.1
地 方 交 付 税	12,257,624	20.6	12,475,986	101.8	公 債 費	5,674,094	9.5	5,672,484	100.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,163	0.0	9,228	100.7	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	639,241	1.1	577,819	90.4	予 備 費	47,619	0.1	0	0.0
使 用 料 及 び 手 数 料	312,666	0.5	298,334	95.4					
国 庫 支 出 金	10,774,714	18.1	9,744,269	90.4					
県 支 出 金	4,287,115	7.2	3,894,393	90.8					
財 産 収 入	259,763	0.4	287,373	110.6					
寄 附 金	560,001	0.9	541,809	96.8					
繰 入 金	3,861,257	6.5	20,679	0.5					
繰 越 金	353,613	0.6	353,613	100.0					
諸 収 入	1,011,909	1.7	546,057	54.0					
市 債	4,068,300	6.8	393,900	9.7					
合 計	59,482,682	100.0	50,518,551	84.9	合 計	59,482,682	100.0	51,256,372	86.2

※歳入の分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び市債については繰越明許費繰越財源を、繰越金については繰越明許費繰越財源及び事故繰越財源を含みます。また、歳出の民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費については繰越明許費繰越額を、総務費については繰越明許費繰越財源及び事故繰越財源を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備 考
市 民 税	7,034,000	43.0	6,855,834	97.5	
固 定 資 産 税	6,719,183	41.0	6,769,113	100.7	
軽 自 動 車 税	458,500	2.8	464,026	101.2	
市 た ば こ 税	791,617	4.8	735,774	92.9	
入 湯 税	21,000	0.1	21,783	103.7	
都 市 計 画 税	1,355,700	8.3	1,371,225	101.1	
合 計	16,380,000	100.0	16,217,755	99.0	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
消 費 的 経 費	37,958,902	63.8	
人 件 費	10,813,111	18.2	※
物 件 費	8,275,754	13.9	※
維 持 補 修 費	376,972	0.6	
扶 助 費	13,062,634	22.0	※
補 助 費 等	5,430,431	9.1	※
投 資 的 経 費	6,862,826	11.5	
普通建設事業	6,857,380	11.5	※
災害復旧事業	5,446	0.0	※
失業対策事業	0	0.0	
そ の 他 の 経 費	14,660,954	24.7	
貸 付 金	500	0.0	
公 債 費	5,674,094	9.5	
投 資 及 び 金	28,300	0.1	
積 立 金	279,606	0.5	
繰 出 金	8,630,835	14.5	※
予 備 費	47,619	0.1	
合 計	59,482,682	100.0	

※予備費、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含みます。

3 令和6年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,683,778	11,583,268	11,639,249	
後期高齢者医療特別会計	3,908,862	3,892,482	3,475,088	
介護保険特別会計	15,661,966	14,799,638	13,992,349	
観光交通対策特別会計	608,063	579,166	469,621	
土地取得特別会計	280,710	97,596	76,265	
合 計	33,143,379	30,952,150	29,652,572	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	52,043,485	政府資金	財 務 省	21,980,405
総 務 債	1,129,413		(旧) 日 本 郵 政 公 社	169,469
民 生 債	1,594,934	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構		10,811,741
衛 生 債	4,433,434	共 済 組 合 等		4,640,744
農 林 水 産 業 債	2,163,814	銀 行 等		13,841,126
土 木 債	9,442,968	国 の 予 算 貸 付		600,000
公 営 住 宅 債	237,596			
消 防 債	1,214,501			
教 育 債	12,507,398			
災 害 復 旧 債	176,937			
減 税 補 て ん 債	32,955			
減 収 補 て ん 債	121,412			
臨 時 財 政 対 策 債	18,988,123			
合 計	52,043,485	合 計		52,043,485

5 一時借入金の状況

区 分	借 入 金 残 金	借 入 先	備 考
――	――	――	

6 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		4,109,237.49 m ²	
建 物		408,774.33 m ²	
動 産		23 個	
物 権		2,208.55 m ²	
基 金		20,094,839 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		2,265,862 千円	
物 品 取 得 価 格 50 万 円 以 上 の も の	車 両	289 台	
	そ の 他	661 点	
無 体 財 産 権		7 件	

参考 令和7年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	16,880,000	27.8	議 会 費	303,772	0.5	消 費 的 経 費	37,822,684	62.3	
地 方 譲 与 税	345,000	0.6	総 務 費	6,523,012	10.7	人 件 費	11,004,603	18.1	
利 子 割 交 付 金	10,000	0.0	民 生 費	23,246,022	38.3	物 件 費	8,851,356	14.6	
配 当 割 交 付 金	115,000	0.2	衛 生 費	5,085,089	8.4	維 持 補 修 費	344,376	0.6	
株式等譲渡所得割交付金	90,000	0.1	労 働 費	152,895	0.2	扶 助 費	13,346,777	22.0	
法 人 事 業 税 交 付 金	340,000	0.6	農 林 水 産 業 費	1,060,820	1.7	補 助 費 等	4,275,572	7.0	
地 方 消 費 税 交 付 金	3,030,000	5.0	商 工 費	578,607	1.0	投 資 的 経 費	8,659,165	14.2	
ゴルフ場利用税交付金	10,000	0.0	観 光 費	634,044	1.0	普 通 建 設 事 業	8,659,129	14.2	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	土 木 費	8,262,084	13.6	災 害 復 旧 事 業	36	0.0	
環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	0.1	消 防 費	2,738,378	4.5	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	85,700	0.1	教 育 費	6,546,772	10.8	そ の 他 の 経 費	14,271,151	23.5	
地 方 特 例 交 付 金	90,001	0.1	災 害 復 旧 費	36	0.0	貸 付 金	500	0.0	
地 方 交 付 税	11,760,000	19.4	公 債 費	5,571,467	9.2	公 債 費	5,571,467	9.2	
交通安全対策特別交付金	12,000	0.0	諸 支 出 金	2	0.0	投 資 及 び 出 資 金	48,900	0.1	
分 担 金 及 び 負 担 金	689,334	1.1	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	65,216	0.1	
使 用 料 及 び 手 数 料	317,303	0.5				繰 出 金	8,535,068	14.0	
国 庫 支 出 金	10,002,402	16.5				予 備 費	50,000	0.1	
県 支 出 金	4,335,417	7.1				合 計	60,753,000	100.0	
財 産 収 入	58,242	0.1							
寄 附 金	640,001	1.1							
繰 入 金	5,137,741	8.5							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	1,050,658	1.7							
市 債	5,644,200	9.3							
合 計	60,753,000	100.0	合 計	60,753,000	100.0				

○ 市税

(単位 千円)

項 目	予算額	構成割合 %	備 考
市 民 税	7,444,000	44.1	
固 定 資 産 税	6,799,902	40.3	
軽 自 動 車 税	457,500	2.7	
市 た ば こ 税	776,598	4.6	
入 湯 税	21,000	0.1	
都 市 計 画 税	1,381,000	8.2	
合 計	16,880,000	100.0	

○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,417,682	
後期高齢者医療特別会計	3,876,335	
介護保険特別会計	15,525,107	
観光交通対策特別会計	574,538	
土地取得特別会計	568,969	
合 計	32,962,631	

伊勢市消防本部告示第 1 号

伊勢市火災予防条例第 16 条第 1 項に規定する消防長が指定する日本産業規格について

令和 7 年 4 月 16 日

伊勢市消防長 堀江 武

伊勢市火災予防条例（平成 17 年伊勢市条例第 205 号）第 16 条第 1 項に規定する消防長が指定する日本産業規格は、日本産業規格 Z 9290-3「雷保護―第 3 部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」とする。ただし、次の各号に掲げる避雷設備については、当該各号に定める日本産業規格とする。

- (1) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 10 号）附則第 5 条第 1 項又は第 2 項に規定する避雷設備 日本工業規格 A 4201（1992）「建築物等の避雷設備（避雷針）」
- (2) 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 103 号）附則第 2 項に規定する避雷設備（前号に掲げる避雷設備を除く。） 日本産業規格 A 4201「建築物等の雷保護」